

佐賀県告示第337号

建築主事が所管する区域の指定（平成19年佐賀県告示第518号）の一部を次のように改正し、平成26年9月1日から施行する。

平成26年8月29日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
所管建築主事	所管区域	所管建築主事	所管区域
略		略	
<u>神埼土木事務所 建築主事</u>	<u>神崎市 神埼郡</u>	<u>東部土木事務所 建築主事</u>	<u>鳥栖市 神崎市 神埼郡 三養基郡</u>
<u>鳥栖土木事務所 建築主事</u>	<u>鳥栖市 三養基郡</u>		
略		略	
<u>武雄土木事務所 建築主事</u>	<u>武雄市 杵島郡</u>	<u>杵藤土木事務所 建築主事</u>	<u>武雄市 鹿島市 嬉野市 杵島郡 藤津郡</u>
<u>鹿島土木事務所 建築主事</u>	<u>鹿島市 嬉野市 藤津郡</u>		
備考 略		備考 略	